

## 諏訪市萬福寺藏『諏訪神社上宮神宮寺世代』翻刻と考察

小林 崇仁

### はじめに

江戸末期に至るまで、各地の神社の多くには、その境内あるいは付近に別当寺が置かれ、社僧が神祇のために修法や読経を勤めていた。

信濃国一宮諏訪神社（現在・諏訪大社）も例外ではなく、上宮（現在・上社）と下宮（現在・下社）にあわせて七つの別当寺が置かれていた。つまり上宮に、神宮寺（以下、上神宮寺と呼ぶ）、如法院、蓮池院、法華寺の四ヶ寺が、下宮には神宮寺（以下、下神宮寺と呼ぶ）、三精寺、観照寺の三ヶ寺があった。（以下、これら七ヶ寺を総称する場合、諏訪社神宮寺と呼ぶ。）このうち法華寺のみが臨済宗、他の六ヶ寺は真言宗で高野山金剛頂院末であった。

堂塔としては、江戸末期の時点で、上神宮寺に普賢堂・鐘楼・大般若堂・二王門、如法院に如法堂・奉納堂・護摩堂、蓮池院に護摩堂、法華寺に五重塔・薬師堂・釈迦堂・二王門があり、下神宮寺と三精寺に千手堂・護摩堂・三重塔・鐘楼・二王門・経堂・法納堂・十六善神堂、さらに観照寺に護摩堂・萩原薬師堂・子安堂・役行者堂など

があつたという。

諏訪社神宮寺の創建について、良弁あるいは空海の開山とする伝承はともかく、少なくとも鎌倉期までは遡ることができない。つまり上宮の普賢堂・鐘樓・五重塔などは当時伊那郡に勢力を持った知久氏の再建と伝え、現存する五重塔鉄伏鉢残闕には延慶元年(1308)の銘がある<sup>2)</sup>。また下宮三精寺に安置されていた阿弥陀如来坐像も伝存し、鎌倉期前半の慶派の彫刻様式の特徴をよく示す仏像とされる<sup>3)</sup>。そして南北朝期に諏訪円忠(1295-1364)が作った『諏方大明神画詞』には、上神宮寺での四月八日の花会、下神宮寺での二月十五日の常葉会などの様子が記録されている<sup>4)</sup>。

また江戸期の下神宮寺については、寛保二年(1742)に下神宮寺第三十八世憲尚(21770)が江戸真福寺に提出した『起立書』が現存し、縁起・伽藍・靈宝・寺宝・年中行事・歴代先師・山内門徒の各項目について詳細に記され、往時の隆盛なる様子を確認できる<sup>5)</sup>。このように、断片的ではあるものの信頼できる資料が残されており、中世から近世において、確かに諏訪社神宮寺が存在し、諏訪地方有数の寺院であつたことが推測される。

ところが明治元年(1868)、新政府が出した神仏分離令は各地で廃仏毀釈を引き起こし、諏訪社神宮寺もすべて廃寺となつてしまつた。唯一、上宮の法華寺は明治年中に復興されたが、その他の六ヶ寺については、今やその所在さえ正確には分からぬほどである。また先に述べた下神宮寺の『起立書』以外は記録も殆ど散逸し、各寺の沿革を詳らかにする便宜を欠いている。

ただ、僅かながら一部の堂塔、および仏像、聖教、什物等が、諏訪郡内の寺院等を中心に移転され現存している。これらを詳細に整理することで、ある程度までは、往時の諏訪社神宮寺の状況を推測することができる。

その際、まず参考とすべきは、鷲尾順敬氏の『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』(以下、『調査報告』と略す)

である。これは大正九年(1920)、鷲尾氏が諏訪に滞在し、関係諸家を訪問して調査したもので、江戸末期における諏訪社神宮寺の様子、さらには廃仏毀釈の顛末について、その概要が報告されている。

さらに昭和期には、諏訪教育会、諏訪市、下諏訪町が編纂した歴史書においても諏訪社神宮寺が取り上げられ、鷲尾氏の『調査報告』を基本として、さらなる調査・整理が進められている。

しかし、基本的な資料不足は否めず、諏訪社神宮寺の研究は、まだその途上にある。諸処に散在する資料を丹念に収集し、少しずつ解明してゆくしかない。

今回筆者は、長野県諏訪市の萬福寺に所蔵される『諏訪神社上宮神宮寺世代』一幅を披見する機会を得た。これは上神宮寺に伝来した法流図の掛け軸である。これまで上神宮寺について、その歴史や住職に関して断片的には知られていたが、これを通観することは難しかった。本史料には上神宮寺に相承された中院流の血脈が示されており、同寺の略史や人的系譜を知る上で、大変貴重な基礎資料となる。ここに全文を翻刻し、あわせて上神宮寺の歴代住職について若干の考察を試みたい。

## 一、書誌

萬福寺藏『諏訪神社上宮神宮寺世代』。写本一幅。軸装。掛け軸寸法は縦一八六・四糎×横五一・七糎。本紙本文料紙は楮紙。本紙寸法は縦一〇六・七糎×横四三・二糎。表紙外題に「中院当山世代 観照尊建」との直接墨書がある。この記載により本書の題名を私に『諏訪神社上宮神宮寺世代』と呼称した。本文は墨書で、系図線は朱引き。僧

名の右上または左上には、墨または朱で註記が付される。はじめの書写者は江戸初期の尊能。それ以降、何人かにより加筆訂正（貼り紙・削除箇所あり）がなされる。江戸後期に観照が再表装。最後の伝持者は幕末から明治初期の文龍である。

## 二、内容

本史料の upper 段より、大日如来、金剛薩埵、さらに龍猛、龍智、金剛智、不空、善無畏、一行、恵果そして弘法大師空海の伝持の八祖が記される。空海より真雅、源仁と続き、益信以下、広沢流が右端に連なる。つまり益信、寛平、寛空、寛朝、濟信、性信、寛助と次第し、ここで広沢六流に分かれる。その内、仁和御流の流れが右端に続き、寛法、寛性、守寛、道法、道助、道深、法助、性任、禅助、寛性(1289-1346)へと至る。特徴としては、西院流祖の信証ではなく、寛法より直接に西院二世任寛(1108-1181)へと続く法流が見られる。つまり任寛以下、最寛、宏教、元喩、頼遍、貞雅、俊誉へと次第する西院流元喩方の法脈が記され、さらに高野山無量寿院の長寛(1340-1416)、同院の長任(1391-1483)、そして寛日、無量光院の印融(1435-1519)、寛融へと至っている。

一方、小野流は聖宝より観賢、淳祐、元杲、仁海、成尊と続き、以下小野六流へと続く。さらに成尊から中院御房明算(1021-1106)へ受け継がれた法流・高野山の中院流が記され、本史料の左側にその系譜が示される。つまり明算、良禪、兼賢、定賢、明任、道範、賢定、仁然、源秀、玄海、快成、信弘へと続く法流である。これは中院流の四方としては、仁然の系譜、つまり心南院方にあたる。宝性院の信弘ののち、無量寿院の頼円(?-1403)、同

院の長寛(1340-1416)、重深、無量寿院の長任(1391-1483)へと続き、さらに龍光院の任学(?-1492)、同院の昉有(?-1506)、同院の寛宥(1471-1546)、同院の秀尊(?-1580)、寛弁、そして金剛頂院の栄範(1580-1676)へと至る。おそらく中院流の中でも、いわゆる宝門で相承される院家相承ではなく、寿門によって相承された法流であろう。

また遡って、先の昉宥から分流し、「諏訪法流中興」として宥誉の名が見える。宥誉からは上神宮寺の僧侶と考えられ、本史料の下段部に左から右へと、頼盛、祐元、祐鏡、清雄、栄範、宥海、重慶、尊能と続く。さらに、先の金剛頂院の栄範から尊能への系譜も示されており、尊能には「此法流中興」との傍注がある。尊能以下は、忠憲、宥晃、宥弁、宥賢、宥隆、宥信、信盛、観理、観銚、観亮、観秀、観照、観実、観高と続き、最後に文龍と記されている。

なお本史料には、別筆で右上に「神宮寺開山良弁」、左上に「神護龍護開基清丸」と記されている。さらに表紙には、「中院当山世代」と題されていることから、下段に連なる宥誉以下は、単に中院流の血脈というだけでなく、それを相承した上神宮寺の歴代住職の系譜と見ることができよう。

本史料に記された法流を概説すれば、上段の真言八祖から始まり、右側に広沢流、左側に小野流、野沢十二流の主たる流祖が記される。その中で、沢方としては西院流元瑜方がより詳しく示される。また、左端には高野山の中院流が示され、特に心南院方、そして無量寿院や龍光院など寿門にゆかりの祖師が続いており、これが本系図の主たる法流となる。それは縦系図にて最下段の金剛頂院栄範に至り、さらに横系図へと展開して尊能に連なる。あわせて龍光院昉宥からも分流し、宥誉より尊能を経て文龍に至るまで、中院流を相承した上神宮寺の歴代住職が最下段に横系図にて連なっている。

## 三、伝来

本史料が所蔵される岩窪山萬福寺（真言宗智山派・もと仏法紹隆寺門徒）は現在、諏訪市中洲に所在するが、かつては諏訪郡上桑原村（諏訪市四賀普門寺）にあり、隣接した足長神社の別当寺であったとされる<sup>8</sup>。その開基は不明であるが、地元の口碑によれば、かつて普門院という大寺が裏山の中腹にあり、いつしか里に下って萬福寺と寺号を改めたという。普門院跡からは礎石と見られる大石が出たとも伝えられるが、詳しい調査はなされていない。

萬福寺の堂内には、中興第一世とされる「法印権大僧都宥弁」の位牌があり、寛文十一年（1671）十二月二十日入寂とある。この「宥弁」は本史料に名前の見える「宥弁」と同一の可能性がある。もしそうであれば、この頃に萬福寺は、上神宮寺と近い関係にあったこととなる。しかしその後の住僧について、堯朝（?-1687）、頼永（?-1712）、興玄（?-1721）、憲応（?-1759）、春丈（?-1759）、智孝（?-1790）、憲昌（生没年不詳）の名前が知られるのみであり、詳細は不明である。寛政七年（1795）の『寺院本末帳』によれば<sup>9</sup>、近隣の仏法紹隆寺（高野山真言宗・もと醍醐寺無量寿院末）の門徒寺となっており、上神宮寺との関係については明らかではない。

そうした萬福寺に、なぜ本史料が伝来するかと言えば、本史料の最後に記された「文龍」の所持によるものである。文龍（1802-1880）は、もと上神宮寺の僧であったが、明治元年（1868）の廃寺の際、まずは上神宮寺の隠寮とされた茅野市玉川の昌林寺（真言宗智山派・もと上神宮寺末）に移り、さらに明治八年（1875）七十四歳にして、萬福寺の第九世住職となっている<sup>11</sup>。この時、本史料に加えて、上宮法華寺所領の五重塔に安置されていた五智如来も萬福寺に移安され、さらに上神宮寺の旧檀徒の一部も萬福寺に移行している。文龍が昌林寺から萬福寺へと移った理由については不明である。

なお本史料は、一人の手ではなく、何代かに亘り書き加えられている。最初の「大日」から下段中央の「尊能」までは、同一人物の筆跡であり、まずは江戸初期に尊能が本史料を作成したものと推測される。

その後続く、「忠憲」、「宥隆」、「宥信—信盛—觀理—觀銃」、「觀亮」、「觀秀—觀照」、「觀実」、「觀高」、「文龍」は、それぞれ別筆である。また本史料には、系図の訂正が三箇所あり、「清雄—榮範」、「宥晃—宥弁—宥賢」、「觀亮」は、いずれも「何某」の上に紙を貼り、その上に書かれている。

よって本史料は、江戸初期に金剛頂院の榮範より中院流を受けた上神宮寺の尊能が作成し、その後約二百年間、上神宮寺に受け継がれたものである。その間に、複数の手により加筆・訂正され、また江戸後期に觀照によって再表装がなされる。そして幕末から明治初期の文龍によって、萬福寺へと伝えられた。

#### 四、本史料に見る上神宮寺歴代住職

##### 宥誉

本系図において、上神宮寺僧としてはじめに記されるのは「宥誉」である。宥誉の付法の弟子で、「諏訪法流中興」と註記される。

「宥誉の師匠である昉宥(？-1506)は、上野国の人で、高野山龍光院第三十世を務め、永正三年(1506)九月二十八日に示寂した<sup>12</sup>。また本史料に示される「任学—昉宥—覚宥—秀尊」は、この順にて龍光院の第二十九世から三十二世に該当する。このうち、昉宥、覚宥、秀尊は、ともに上野の人という<sup>13</sup>。また秀尊(？-1580)は、天正四年(1576)

に高野山第二百七世寺務検校に就き、三年間これを務めている。<sup>14</sup>

昉宥らが住した龍光院は本中院谷にあり、弘法大師が在山した時の住坊とされ、中院御坊と称された。中院御房明算(1021-1106)がここに在住し、如意宝珠を戴いた神龍が池中に出現したことから、龍光院に改めたという。<sup>15</sup>後に龍光院は無量寿院門中の法談所となるように、いわゆる寿門の中でも重要な院家とされた。

本史料の示す法流も、无量寿院、龍光院の住僧に受け継がれており、いわゆる宝門で相承される院家相承ではなく、寿門によって相承された法流と言えよう。また、その法流を宥誉が昉宥より授かったのは、昉宥の寂年からして、十五世紀後半から十六世紀初め頃が目安となるであろう。

なお龍光院の末寺について、天保十年(1839)に完成した『紀伊続風土記』には、大和に二院、河内に一院、武藏に二院、信濃に十七院、上野に八院、陸奥に一院、出羽に四院、越前に一院、越後に三院、播磨に九院、伊予に一院とあり、<sup>16</sup>江戸期において、龍光院は特に信濃、上野、播磨などと関係が深かったことが知られる。

ところで、平成元年(1989)七月に発見された上神宮寺住職墓石には、「宥誉永禄年中命日不知」と刻まれており、<sup>17</sup>およそ宥誉は十五世紀後半から永禄年間(1558-1570)の僧であったことが知られる。

またそれ以前としては、「祐憲大永四年<sup>甲</sup>四月十六日」、「祐慶命日不知」、「尊朝仏法寺住故命日不知」、「宥雅文禄三年<sup>甲</sup>八月七日」と刻まれることから、宥誉以前の上神宮寺の住職は、祐憲(?-1524)まで遡って確認され、さらに祐慶、尊朝、宥雅(?-1594)と続いたものと見られる。

## 頼盛

「宥誉」に続く「頼盛」の「頼」字は、紙を貼って訂正されており、傍に朱書で「諏方氏ヨリ賜頼字頼盛」とある。



戦国期、諏訪郡を治めたのは諏訪惣領家の頼満(1473-1539)、頼重(1516-1542)であった。頼満は戦術や外交に秀で、積極的に領土を拡大し、諏訪氏中興の英守と称された。また孫の頼重も文武両道の達人とされたが、<sup>18</sup>天正十一年(1542)甲斐の武田晴信(信玄)の侵攻により滅亡する。

その後、諏訪地方は武田氏の統治するところとなった。晴信(1521-1578)と勝頼(1546-1582)は寺社にも尊信的であったとされ、上宮の諸寺については、晴信が天文十一年(1542)に、<sup>19</sup>勝頼が天正五年(1577)に出した安堵状が残されている。<sup>20</sup>

さらに、天正十年(1582)には、織田氏が武田征伐のため諏訪に攻め入った。この時、信忠は諏訪神社上宮の拝殿はじめ伽藍に火を放ったという。<sup>21</sup>また遅れて諏訪に入った信長は、上宮の法華寺を本陣としたとされる。

織田氏が諏訪へ攻め入ったその年(1582)、信長と信忠は本能寺にて自害した。諏訪ではすぐに頼重の従兄弟に当たる頼忠(1536-1606)が興起している。頼忠は徳川家康に服属して諏訪の領有が認められ、天正十一年(1583)に諏訪神社上宮の上坊に安堵状を出し、<sup>22</sup>翌十二年(1584)六月十五日には織田氏の兵火により損なわれた上宮の神輿を再造している。<sup>23</sup>

なお、上神宮寺住職墓石には、「頼盛天正十八<sup>庚</sup>十一月八日」とあり、その示寂は天正十八年(1590)とされる。先代の宥誉は永祿年間(1558-1570)に示寂しており、その後に頼盛(?-1590)が上神宮寺を継いだとすれば、年代的に見て、頼盛に「頼」字を授けたのは、諏訪頼忠であったと考えられる。

## 祐元

次の「祐元」には特に註記はない。

諏訪市四賀の仏法紹隆寺には、諏訪神社上宮より伝来した紺紙金字『法華経』巻第八が所蔵され、その奥書には「奉納上諏方御宝殿、神宮寺時之住持祐元法印大和尚位、于時天正十二年<sup>甲</sup>六月十五日」と記される。<sup>24</sup>先に述べた頼忠による上宮神輿再造と同日に、祐元は『法華経』を奉納したのであった。なお、上神宮寺住職墓石には、「祐光慶長八癸卯十二月十九日」とあるが、「光」は「元」の誤記であろう。その示寂は慶長八年(1603)とされる。

### 祐鏡

さらに「祐鏡」へと続き、「法流此代退転」との註記がある。

また上神宮寺住職墓石には、「祐鏡命日不知」とあつて、寂年は不明である。

### 清雄

「祐鏡」の次は、もともとは「何某」かの僧名が記されていたはずであるが、後に紙を貼つて「清雄―栄範」と記されている。その後の「宥海」と先の「祐鏡」は同筆であるから、本史料が作成された後に、訂正されたものと考えられる。

また上神宮寺住職墓石には、「清雅元和八年<sup>壬</sup>三月二十七日」とあるが、「雅」は「雄」の誤記と思われる。その示寂は元和八年(1622)とされる。

なお、下神宮寺の『起立書』によれば、<sup>25</sup>かつて当寺の僧坊に南光坊があり、その世代録に「清雄、天正ノ時(1573-1592)住、寂日不知」と伝える。南光坊は天正から慶長(1596-1615)にかけて退転したものの、寛保二年(1742)の時点では旧跡があつたという。

南光坊と上神宮寺の清雄は、年代的に見て同一人物の可能性がある。先の祐鏡には「法流此代退転」の註記があり、その次の「何某」は訂正されて、「清雄―栄範」と記されていた。これはおそらく、祐鏡の付法の弟子ではなかった清雄が、上神宮寺住職に就いたことを示唆するものであろう。よって、両者が同一の可能性は、むしろ高いと考えられる。

### 栄範

「栄範」に註記はなく、他に伝も見えず、不詳である。

### 宥海

「宥海」には「寺建立」と註記される。

諏訪頼忠の息子・頼水(1571-1641)は、関ヶ原の戦いの功績により、慶長六年(1601)に悲願であった諏訪藩への帰封を果たした。頼水は寛永十七年(1640)まで初代藩主を務め、元和三年(1617)には上宮の社殿を再興している。その時の棟札には、「夫再興御殿、奉安置普賢垂迹」と記され、諏訪大明神の本地仏・普賢菩薩を安置したことが知られる。

宥海による寺建立の具体的内容は不明であるが、年代的に見て、諏訪頼水の治世であったと考えられる。

### 重慶

続く「重慶」には特に註記はない。他に伝も見えず、不詳である。

## 尊能

次の「尊能」には、一方の「栄範」からも系図線が引かれ、「此代法流中興」および「神変山改(別筆)」と註記されている。

十五世紀後半から十六世紀初め頃、宥誉が昉宥より受けた中院流は祐鏡の代に退転したが、江戸期に入り尊能が栄範より再び中院流を受け、上神宮寺の法流を中興したものと考えられる。また、上神宮寺の山号「神変山」は、この尊能の代に改められたとされる。

尊能の師匠である金剛頂院の栄範(1580-1676)は、字は教乗、筑前国原田郷の人で、十四歳で同州の雷山に登り、さらに二十四歳で高野山の南院に学ぶという。慶長十九年(1614)の大坂冬の陣に際し、山衆より選ばれて軍營に使い、両軍の和親を奏したとされる。その後、高野山金剛頂院に入職し、高野山第二百四十七世寺務檢校義英(1583-1657)<sup>27</sup>に従って両部灌頂を受け、万治二年(1659)に同第二百五十世寺務檢校に補し、一年間その任にあり、延宝四年(1676)に遷化している。<sup>28</sup>

栄範が住した金剛頂院は、明治十二年(1879)に堂宇を焼失したとされるが、かつて千手院谷にあり、南に寂靜院、北に普賢院と隣接していた。西に河があつて路に通じ、東に峰が聳えて山水の雅致に富み、坪数は都て九百四十八坪という。その開基は詳らかではないが、中興は仁和寺慈尊院の隆遍(1145-1205)とされ、所以あつて当院に棲息したと伝える。ただし、高野山の主な塔頭寺院を記した鎌倉後期成立の大楽院信堅(1259-1329)撰『信堅院号帳』に金剛頂院の名称は見られず、さらに文明五年(1473)多聞院重義が撰した『高野山本院』にも金剛頂院の名称は

見当たらない。<sup>31</sup> 一方で、智積院藏『孝養集』奥書には、「応永二十年癸巳（1413）三月三日、高野山千手院ノ内金寸頂院ニテ書ス、金剛末資乘海之」とあり、「金寸頂院」は「金剛頂院」を指すと考えられ、さらに『続宝簡集』に収録される文安五年（1448）の「千手院陀羅尼講衆評定書」に「金剛頂院惠義」とあり、また同じく文明五年（1473）の「千手院々主渡日記」に記される「千手院山堂御修堂莊嚴頭文之事」にも「金剛頂院」とあることから、少なくとも千手院谷金剛頂院の存在を十五世紀まで遡ることができよう。<sup>32</sup>

栄範は金剛頂院に入職後、焼失していた歴代住持の過去帳を調べて作り直し、また真然僧正の木造を改造して廟堂に安置するなど、江戸初期に当院を復興している。

なお金剛頂院の末寺について、天保十年（1839）に完成した『紀伊統風土記』によれば、大和に一院、甲斐に十六院、信濃に二十ヶ寺、備前に五院、筑前に三院があったとされ、特に甲斐や信濃と関係が深いことが知られる。その中でも上神宮寺は、朱印地の石高、末寺・門徒寺の数からして最大規模の末寺であった。<sup>33</sup>

ところで、本史料は金剛頂院の栄範から尊能への中院流の付法を示しているが、同様に栄範から下神宮寺の住僧へも中院流が伝えられていることが確認される。つまり下神宮寺第三十世憲瑜（?-1671）は、明暦四年（1658）七月に高野山に登り、栄範より中院一流の深旨を授かり、さらに万治三年（1660）正月には再び栄範より引撰院方と心南院方の両流の印可を受けている。<sup>34</sup>

また下神宮寺の『起立書』によれば、かつて当寺の僧坊に千手坊があり、その世代録に「尊能、三精寺慶尊ノ弟子也、後三精寺ニ転住ス、寂正保丁正月十七日」と伝える。<sup>35</sup> 千手坊も天正から慶長（1596-1615）にかけて退転したものの、寛保二年（1743）の時点では旧跡があったという。<sup>36</sup> それはともかく、千手坊の住僧に「尊能」の名が見られることは興味深い。千手坊尊能は下宮三精寺慶尊の弟子で、後に三精寺住職となり、正保四年（1647）に示寂

したという。

千手坊尊能と、本史料の「尊能」とは、年代的には同一であつておかしくない。また千手坊尊能の師匠・慶尊(9-1677)は、慶安二年(1649)に茅野市玉川の長円寺(真言宗智山派・もと金剛頂院末)を建立しているが、その寺伝によれば、慶尊は金剛頂院より法流を受けたという。<sup>30</sup>よつて、千手坊尊能と上神宮寺尊能が同一である可能性は、むしろ高いと言えるだろう。上神宮寺の宥誓は龍光院昉より中院流を受けたが、後にその法流は退転し、尊能は改めて金剛頂院榮範より中院流を受けた。尊能が金剛頂院と関わりをもつたのは、おそらく師匠の慶尊に由来するところではなからうか。尊能は下宮三精寺慶尊の弟子で、下宮の千手坊・三精寺を経て、上神宮寺に移り、その法流を中興したものと推察される。

なお本史料の筆跡からして、最初の「大日」から「尊能」までは、同一人物によるものと見られる。厳密に言えば、「大日」から右端の仁和御流の「寛性」、中央右の西院流の「覚融」、そして左端の中院流の「覚弁」までは、同一人が同時期に書いたもので、下段左下の「榮範」より「尊能」までは、同人が別時期に書いたものと思われる。これにより、最後に記された尊能が本史料の成立に深く関わる人物と目される。

加えて、諏訪市湖南の善光寺(真言宗智山派・もと金剛頂院末、ときに如法院末)所蔵の『遍照発揮性靈集』の奥書に、「寛永八年<sup>辛</sup>朱細書表紙/分於智積院尊能作之」とあり、尊能は寛永八年(1632)に智積院にて、本書に朱点・細書を付し、表紙を改装したことが知られる。この尊能自筆書入の筆跡と、本史料の「大日」より「尊能」までの筆跡は近似している。

よつて、江戸初期に榮範より中院流を授かり、上神宮寺の法流を中興した尊能その人が、まずは本史料を作成したと考えてよいだろう。

## 忠憲

次に「忠憲」とあり、朱書で「此代諏方氏ヨリ賜忠字」と註記されている。

当時の諏訪藩主としては、第二代忠恒(1595-1657)、第三代忠晴(1639-1695)がある。忠憲は諏訪氏より「忠」の字を賜っているが、年代からすると、忠恒より賜ったと考えるのが妥当である。

諏訪忠恒は、上宮に鉄塔を復興して寄進した人物と目されている。上宮の鉄塔は、鉄塔と言うものの石造で、全高二七〇米に及ぶ。はじめ空海が創建し、のちに源頼朝が再興したと伝承され、上宮の内陣に神体として祀られていた。廃仏毀釈の後に、藩主の菩提寺であった諏訪市湯ノ脇の温泉寺(臨済宗妙心寺派)に移安されている。その前部には鉄扉が取り付けられ、そこには銘文が刻まれるが、摩滅して判読が難しい。一説には「寛永八年(1631)末年諏訪出雲守平忠澄」であったとされる。<sup>40</sup> なお忠澄とは忠恒の改名以前の名前である。<sup>41</sup> また忠恒の治世、慶安元年(1648)には、徳川家光の寺社政策により、朱印地として上宮千石、下宮五百石の社領が認められている。<sup>42</sup>

また先に挙げた下神宮寺の憲掬も、忠恒より帰依を受け、長年その祈願を勤修したという。<sup>43</sup> 諏訪藩主と諏訪社神宮寺僧との関係も、概ね良好であったと推察される。

## 宥晃

「忠憲」に続いたであろう「何某」の上には紙が貼られ、そこに「宥晃―宥弁―宥賢」の三人の名が、それぞれ細く記される。それに続く「宥隆」は先の「忠憲」と明らかに別筆であるから、おそらく「宥隆」が書き加えられた後に、「何某」の僧名が先の三人へと訂正されたものと推測される。

このうち「宥晃」は、下神宮寺第二十九世の「宥晃」と同一人物であろうか。下神宮寺の宥晃(S・1656)は、下諏訪郡に生まれ、寛永二十年(1643)に高野山に登り、西禅院にて覚運(S・1650)より中院流を受けている。<sup>44</sup>なお覚運は、同十八年(1641)より一年間、高野山第二百四十世寺務検校を務めた。<sup>45</sup>宥晃はその後、下神宮寺に庫裏を造営し、のちに山内の真乗坊に退休し、明暦元年(1655)に示寂したという。

年代的に見れば、本史料の「宥晃」と下神宮寺の宥晃が同一であつてもおかしくない。また本史料は初め、「忠憲」の後に「何某」が記され、後になつて「宥晃―宥弁―宥賢」と訂正されたものであつた。これはつまり、法流の相承に何かしらの曲折があつたことを示唆する。とすれば、西禅院にて覚運より中院流を受けた下神宮寺ゆかりの宥晃が、忠憲に次いで上神宮寺の住職になつた可能性はむしろ高いと考えられる。

## 宥弁

また「宥弁」に関して、本史料が所蔵される萬福寺に「法印権大僧都宥弁」の位牌があり、その示寂は寛文十一年(1671)十一月二十日となつている。さらに茅野市豊平の真徳寺(真言宗智山派・もと金剛頂院末)第三世にも「宥弁」があり、同年の示寂とされる。<sup>46</sup>よつて萬福寺と真徳寺の宥弁は同一人物と見て差し支えないだろう。

その宥弁と本史料の「宥弁」が同一であるかは、俄に断定することができないが、年代的には十分に可能性がある。

## 宥賢

さらに「宥賢」に関しては、諏訪市湖南の善光寺(真言宗智山派・もと金剛頂院末、ときに如法院末)所蔵の『過去帳十四世法印尊智』「十八日」項に、「戊辰十一月、法印宥賢、上神宮寺住、導師当寺尊智」とあり、宥賢は確



かに上神宮寺住職で、元禄元年(1688)十一月十八日に示寂し、その時の導師は善光寺第十四世尊智(？-1695)であったことが確認される。なお善光寺には、尊智が授かった許可印信が現存している。これによれば、尊智は寛文二年(1662)、金剛頂院栄範より中院流を受けている。本史料の尊能、先に述べた下神宮寺の憲瑜に続いて、善光寺の尊智も栄範より中院流を授かったのである。この時点で善光寺は金剛頂院末であったが、延宝三年(1675)の末寺改めにより、上宮如法院の宥雄は、善光寺を自院の末寺として真言宗新義派の触頭に書上を提出したという。尊智も高齢により異議を申し立てず、再び善光寺が金剛頂院末に復するのは、嘉永五年(1852)の第二十七世観阡(？-1882)の代であった。<sup>47</sup>

また岡谷市本町の照光寺(真言宗智山派・もと下神宮寺末)第八世にも「宥賢」の名が見え、その示寂は元禄元年(1688)十一月十八日とされる。<sup>48</sup> 寂年月日が同じであり、照光寺と上神宮寺の宥賢は、同一人物と見て差し支えないだろう。さらに、宥賢は下神宮寺の法系に連なる人物であるという。<sup>49</sup> つまり、先の宥晃(？-1655)(下神宮寺二十九世)から、宥慶(？-1666)(下神宮寺門徒本覚坊第九世)、祐円(？-1680)(本覚坊第十二世、のち照光寺七世)と続き、宥賢はその弟子にあたる。宥賢が示寂した年、同じく祐円の弟子の宥仙(？-1708)が照光寺第九世を継いでいるから、宥賢は寂年まで照光寺住職であったことになる。同時に先に見た善光寺の『過去帳十四世法印尊智』にも「上/神宮寺住」とあるから、おそらく両寺を兼帯したのであろう。

先の宥晃は高野山西禅院にて覚運より中院流を受けた。そして宥賢もその法脈に連なる下神宮寺系の僧であった。おそらく当初、本史料は金剛頂院栄範に由来する血脈を示すことに主眼が置かれ、「尊能―忠憲―何某―宥隆」とあったが、後に本史料が中院流に連なる上神宮寺の歴代住職の系譜を意味するようになった時、「何某」の上に紙が貼られ、「宥晃―宥弁―宥賢」が新たに書き加えられたものと推察する。それはおそらく後述するように、観銃の頃

ではなからうか。

## 宥隆

続く「宥隆」は、それ以前と筆が異なり、宥隆自身か、あるいは後世に書き加えられたものと考えられる。また「此代大師堂建立」の註記もあるが、これも他の尊能以前の註とは別筆である。

文化二年(1665)発行の『木曾路名所図会』に載せる「上諏訪神宮寺」境内図には、二王門に入って左手に「大師堂」が描かれ、「大師堂。釈迦堂の西にあり、弘法大師を安ず」と記されている<sup>50</sup>。おそらくこれが、宥隆の建立した大師堂であろう。ただし鷲尾氏の『調査報告』には、上神宮寺に「大師堂」があつたとの記録は見られない。

ところで、先に述べた神宮寺地区通称阿弥陀堂墓地には、僧侶の墓石がいくつか見られる。ただし摩滅が激しく判読が難しい。今回、筆者は再調査を行い、新たに「権大僧都法印宥隆」の墓石を見出すことができた。これには、宥隆の寂年は享保四年(1719)十一月七日と記される。

なお、当時の諏訪藩主は第二代忠晴(1657-1695)、第四代忠虎(1695-1731)で、忠晴は寛文三年(1663)に上宮五十石、下宮三十石の黒印地を寄進し、続く忠虎はこれを上宮百石、下宮六十石に増加させ、爾来歴代藩主の恒例となつた。寺社に対する諏訪藩の崇敬は極めて深く、諏訪神社以外の寺社への寄進も、この頃にはおよそ確立したとされる<sup>52</sup>。

## 宥信

次の「宥信」は先の「宥隆」と別筆で、以下、「信盛―観理―観銃」までは「宥信」と同筆と見られる。

「宥信」には、朱書で「此代江戸ヨリ入院」との註記が見られる。

### 信盛

続く「信盛」には、朱書で「普賢堂石□建立」（□は判読不能）と註記される。

「普賢堂」は上神宮寺の金堂にあたり、諏訪大明神の本地仏である普賢菩薩が安置された。その尊像は、現在は諏訪市四賀の仏法紹隆寺に移安される。鷲尾氏の『調査報告』によると、普賢堂は正面八間・奥行六間半の規模で、もと坂上田村麻呂の創立と伝え、久明親王(1276-1323)の命により、知久行長・行将が再建したと伝える。

### 観理

さらに「観理」には、墨書で「寺建立中興」と註記されるが、これも以前の註記とは別筆である。

具体的に何を建立したのか不明であるが、おそらく江戸中期に当寺を隆盛に導いた人物であろう。また「観理」の右上に、別の註記があったと目されるが、料紙を削って削除しており、判読できない。

### 観銃

次の「観銃」には特に註記はない。他に伝も見えず、不詳である。

先の「宥信」から「観銃」まで、さらには本史料右上の「神宮寺開山良弁」、左上の「神護元盛開基清丸」、および「宥晃—宥弁—宥賢」の訂正は、おそらく同筆と見られ、観銃自身あるいはその弟子が、これを書き加えたのであろう。ここに至って本史料は、中院流に連なる上神宮寺歴代住職の系図としての意味を鮮明にしたものと推察され

る。また「観銚」の次には、当初は「何某」の僧名が記されたと思われるが、その箇所は紙面が削られ、さらに紙が貼られ、以前と別筆により「観亮」と訂正されている。

### 観亮

「観亮」の名前は、訂正紙の上に記されており、加えて「観亮」に至る系図線は、先代の「観銚」からでなく、その前の「観理」から引かれている。

また、「観亮」の左上に「法流中興」の註記が見られるが、本文料紙の上に直接記されたもので、本来は「観亮」の下に記された「何某」の註であった可能性もある。いずれにせよ、観銚から観亮に至る間に、何かしらの曲折があったものと予想される。

### 観秀

さらに「観亮」から別筆で「観秀—観照」と記され、「観秀」には「表門再建」との註がある。

江戸末期に、上宮には上神宮寺所領の「二王門」、法華寺所領の「二王門」があつたとされるが、おそらくこれら伽藍の二王門とは別に、本坊に属する「表門」を再建したものと考えられる。

### 観照

続いて「観秀」と同筆にて「観照」と記され、「中興庫裏再建」の註がある。「庫裏」も本坊に属する建物で、観照の代に再建されたことが知られる。

なお本史料の表紙には「観照（墨）」と記されており、本史料は観照によつて再表装されたものと推察される。この表紙の筆は、本文中の「観秀―観照」と同筆と見られることから、この両者を追記したのも、観照自身であつたと考えられる。

観秀、観照の代には、表門や庫裏など本坊の再建、本史料の再表装がなされており、上神宮寺の状況も比較的安定した時期であつたと推測される。

### 観実

「観照」の下段には、さらに一枚の白紙が貼られ、それぞれ別筆で「観実」、「観高」、「文龍」と記されている。おそらく、いずれも自著によるものであろう。

「観実」に関しては、先にも述べた諏訪市湖南の善光寺第二十六世に「観実」がある。<sup>55</sup> 同寺に所蔵される大正七年(1918)の『誌料』には、観実が善光寺から上神宮寺へ転住したことを伝えており、本史料の「観実」は善光寺の観実と見てよいだろう。観実は寛政十年(1798)、筑摩郡古見村(現在東筑摩郡朝日村)の上条氏に生まれ、上神宮寺観照の弟子となつた。文政六年(1823)に二十六歳で善光寺に晋山し、天保十一年(1840)に四十三歳で上神宮寺へと転住したという。その示寂は安政五年(1858)六月八日、世寿六十一歳とされる。

観実は文政九年(1826)、善光寺に楼形式の山門を建立している。これは楼上に擬宝珠高欄の縁をまわし、二重繁垂木に反りの美しい屋根を置くものである。<sup>57</sup>

## 観高

続く「観高」には、「御一洗還俗頼高」との註記がある。

これにより、維新によって観高は、還俗して頼高と改名したことが知られる。この観高こそが、上神宮寺の最後の住職と考えられる。

鷺尾氏の『調査報告』によれば、<sup>58</sup> 廃寺となった上神宮寺の最後の住職は、筑摩郡古見村（現在東筑摩郡朝日村）に斎藤楨右衛門の五男として生まれる。安政五年（1858）に上神宮寺住職となり、法印権大僧都の僧位にあつたが、明治元年（1868）に官命によって還俗し、神職となったという。

しかし、その際の還俗名は、始め「神原凶書」と称し、後に「神原真臣」に改めたという。先の「観高」の註記には「還俗頼高」とあり、「凶書」や「真臣」とは一致せず、最後の上神宮寺住職何某が、実際に「観高」で、また還俗名が「頼高」であつたかについては、俄には判断がつかない。

ただ、この時に還俗した他の諏訪社神宮寺住職の還俗名について、鷺尾氏の『調査報告』は、<sup>59</sup>

上神宮寺住職	権大僧都法印何某	神原凶書	のち神原真臣
如法院住職	権大僧都法印何某	瀧澤刑部	のち瀧澤昌雄
蓮池院住職	権大僧都法印何某	七嶋大蔵	のち七嶋保
法華寺住職	権大僧都法印何某	北條大学	のち北條繁
下神宮寺住職	権大僧都法印何某	神山齋宮	
三精寺住職	権大僧都法印何某	浮島主殿	
観照寺住職	権大僧都法印何某	秋元修理	

と伝えており、還俗直後の名称は「凶書」「刑部」「大蔵」などの官職名、つまり仮名を以て表され、実名は示されていない。また『調査報告』には、右記の住職以外にも、還俗した僧坊の住持についての記録もあるが、その中に「頼高」と改名した者は見当たらない。

そもそも「頼」字は、江戸期の諏方大祝家が代々継承する字で、諏訪にあつては特別な字である。「観高」から「頼高」への改名は「頼」字を用いたものであるから、やはり観高が最後の上神宮寺住職であつて、その還俗名は頼高であつたと見なすのが自然であろう。

なお、神宮寺地区通称阿弥陀堂墓地には、「神原頼高」の墓がある。墓石の裏面の銘は、摩滅が激しいものの、かろうじて「元神宮寺六十世／神原氏和氣朝臣神頼高墓」と読むことができる。従来この墓は、上神宮寺最後の住職の墓とされてきたが、本史料により、確かにそれが正しく、またその僧名が「観高」であつたことが明確となつた。

## 文龍

本史料の最後に自著した「文龍」は、おそらく観高の弟子で、上神宮寺に住したものと考えられる。

文龍は、上神宮寺の廃寺後、まずは昌林寺へ移り、さらに明治八年(1875)に萬福寺住職となつた。その際、本史料とともに、五重塔の五智如来を移したことにについては、先に述べた通りである。

約二百年の間、加筆・訂正されながら、上神宮寺の住職に継承された本史料は、その正統性を示す重要な寺宝であつたと思われる。これを所持し自著した文龍は、まさに上神宮寺の法脈を受け継いだ最後の人物であつた。

なお文龍は、明治十三年(1880)に示寂するまで萬福寺に住した。その間、当寺に置かれた上桑原学校の教員も務めている。

## おわりに

諏訪神社上宮神宮寺（上神宮寺）に伝来した本史料により、当寺の密教事相の法流が、高野山の中院流であったことが確認された。

十五世紀後半から十六世紀初め、上神宮寺の宥誉(?-1558-70)は、高野山龍光院の昉宥(?-1506)より中院流を受け、当寺の法流を中興している。また続く頼盛(?-1590)は、織田信長の没後、諏訪家の再興を図った諏訪頼忠(1536-1606)より、「頼」字を賜った。

さらに江戸期に入り、祐鏡の代にその法流は退転し、また宥海の代には寺が建立される。それは年代的に見て、諏訪家の初代藩主・諏訪頼水(1571-1641)の治世であったと考えられる。

そして江戸初期には、高野山金剛頂院の栄範(1580-1676)より、上神宮寺の尊能(?-1647)へと再び中院流が伝えられた。同時期に下神宮寺の靈瑜(?-1671)や諏訪善光寺の尊智(?-1695)も、栄範から中院流を受けており、ともに法流中興の気運が高まった時期と言えるだろう。本史料も、まずは尊能によって作成されたものと見られる。続く忠憲は、第二代藩主・諏訪忠恒(1595-1657)より、「忠」字を賜った。

その後、宥隆(?-1719)が大師堂を建立、信盛が普賢堂石□を建立、観理が寺を建立、観秀が表門を再建、観照が庫裏を再建するなど、江戸後期に至るまで、伽藍や本坊の整備が進められた。観亮の代で法脈の曲折があったと見られるが、寺勢は比較的安定していたものと推察される。

明治元年(1868)の神仏分離令により、上神宮寺をはじめ諏訪神社の別当七ヶ寺はすべて廃寺となり、殆どの記



録が散逸した。その時、最後の上神宮寺住職を務めた観高は還俗し、「頼高」と改名して神職となったが、その弟子の文龍(1802-1880)は、昌林寺、そして萬福寺へと移った。その際、文龍が本史料を所持したため、これに伝存するのである。

本史料は、上神宮寺に約二百年間継承された血脈として重要な意義を持つとともに、学術的にも有益な史料となりうるものである。

これまで当寺について、その変遷を通観することは史料的に難しかったが、今回、上神宮寺の法流、住職、沿革について、僅かながらも貴重な情報を得ることができた。今後これを基礎に、諸資料との比較検討を重ねながら、他の諏訪社神宮寺の状況も含め、少しずつ解明を試みていきたい。

附、本史料に見る上神宮寺歴代住職一覧

僧名	生年	寂年	本史料の註記	備考
宥譽		1558-70	諏訪法流中興	高野山龍光院昉宥(?-1506)より中院流を受ける。
頼盛		1590	諏方氏ヨリ賜頼字頼盛	諏訪頼忠(1536-1606)より、「頼」字を賜る。
祐元		1603		天正十二年(1584)上宮に紺紙金字『法華経』を奉納する。
祐鏡			法流此代退転	

清雄	1622		※天正年間(1573-92)下神宮寺南光坊に住した清雄と同一であろう。
栄範			
宥海		寺建立	
重慶			
尊能	1647	此代法流中興 神変山改	高野山金剛頂院栄範(1580-1676)より中院流を受ける。 本史料を作成。寛永八年(1631)当時、智積院にて学ぶ。 ※三精寺慶尊の弟子で、下神宮寺千手坊に住し、後に三精寺に転住した尊能と同一であろう。
忠憲		此代諏方氏ヨリ賜忠字	諏訪忠恒(1595-1657)より、「忠」字を賜る。
宥晃	1655		※高野山西禅院覚運(?-1650)より中院流を受けた下神宮寺第二十九世宥晃と同一であろう。
宥弁	(1671)		※萬福寺第一世、真徳寺第三世の宥弁と同一か。
宥賢	1688		※照光寺第八世の宥賢と同一。
宥隆	1719	此代大師堂建立	
宥信		此代江戸ヨリ入院	
信盛		普賢堂石□建立	
観理		寺建立中興	
観銑			
観亮			

観秀		表門再建	
観照		中興庫裏再建	
観実	1798		筑摩郡古見村の上条氏に生まれる。上神宮寺観照の弟子。文政六年(1823)、善光寺第二十六世住職となる。文政九年(1826)、善光寺に楼形式の山門を建立する。天保十一年(1840)、上神宮寺へと転住する。
観高		御一洗還俗頼高	筑摩郡古見村の斎藤氏に生まれる。安政五年(1828)、上神宮寺住職となる。上神宮寺最後の住職。明治元年(1868)、還俗。還俗名は「頼高」。神職となる。
文龍	1880		廃寺後、昌林寺、のち明治八年(1875)に萬福寺へと移る。萬福寺に置かれた上桑原学校の教員を務める。

註

- 1 鷲尾順敬『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』(『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四五二〜七頁)
- 2 『改訂諏訪市の文化財』(諏訪市教育委員会・一九九七年・三二六〜七頁)。現在は諏訪教育会の所有で、諏訪市博物館に寄託される。平成十六年(2004)、長野県宝に指定された。
- 3 織田顕行「岡谷・平福寺阿弥陀如来坐像について」(『飯田市美術博物館研究紀要』九・一九九九年)。廃仏毀釈により岡谷市長地柴宮の平福寺(真言宗智山派・もと金剛頂院末)に移安される。平成八年(1996)、長野県宝に指定された。
- 4 『諏訪大明神画詞』祭一、三(今井広亀『諏訪大明神画詞』下諏訪町博物館・一九七九年・八九、一〇〇頁)。本書には、文明四年

(1472)に伊那出身の僧宗詢が高野山悉地院にて書写し、諏訪にて上社権祝家に伝えられ、のちに神長官家に所蔵された。「権祝本」の影印版が掲載される。

- 5 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』(宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三二〇～五六頁)
- 6 『諏訪史』四(諏訪教育会・一九六六年)、『諏訪市史』下(諏訪市役所・一九七六年)、『増訂下諏訪町誌』上(甲陽書房・一九八五年)
- 7 『語り継ぎ神宮寺の民俗』下(神宮寺公民館民俗調査会・一九八九年・四二四～七頁)によれば、平成元年(1989)七月、諏訪市神宮寺地区通称阿弥陀堂墓地より、上神宮寺の歴代住職の墓石一基が発見されている。これには、大永四年(1524)示寂の祐憲より、栄範(示寂年記載ナシ)まで十代の僧名が刻まれ、神変山主観□(□は不明)の再建と記される。
- 8 『諏訪史』四(諏訪教育会・一九六六年・七二一頁)
- 9 彰考館本『寺院本末帳』「新義真言宗本末帳七」(『江戸幕府寺院本末帳集成』中・雄山閣出版・一九九九年・一四九一頁)
- 10 かつて常法檀林であった仏法紹隆寺には、鎌倉期以降の聖教二千点以上が所蔵され、信州大学日本文学分野により、蔵書調査が進められている。詳しくは渡辺匡一「仏法紹隆寺覚え書き」(『内陸文化研究』三・二〇〇四年)を参照。
- 11 『諏訪の名刹』一「岩窪山萬福寺」(南信日日新聞社・一九七九年・一五五～六二頁)
- 12 『金剛峯寺諸院家析負輯』三「龍光院」(『統真言宗全書』三四・一五二頁)
- 13 『金剛峯寺諸院家析負輯』三「龍光院」(『統真言宗全書』三四・一五二頁)。ただし秀尊のみ、或ハ野ノ下州ト云」との割注がある。
- 14 『紀伊統風土記』三一「山主檢校次第」(『統真言宗全書』三八・三〇一頁)
- 15 『紀伊統風土記』一六「寺家」(『統真言宗全書』三七・二二～三頁)
- 16 『紀伊統風土記』一六「寺家」(『統真言宗全書』三七・二六頁)
- 17 『語り継ぎ神宮寺の民俗』下(神宮寺公民館民俗調査会・一九八九年・四二四～七頁)

- 18 『諏訪史』三（諏訪教育会・一九五四年・二六九頁、二八六頁）
- 19 「武田晴信寄進状」（『復刻諏訪史料叢書』三・三五五頁）
- 20 「武田勝頼安堵状」（『復刻諏訪史料叢書』三・三九九〜四〇〇頁）
- 21 「諏訪頼忠神輿再造事書」（『復刻諏訪史料叢書』三・二一五頁）
- 22 「諏訪頼忠書状」（『復刻諏訪史料叢書』三・三五七頁）
- 23 「諏訪頼忠神輿再造事書」（『復刻諏訪史料叢書』三・二一五頁）
- 24 「祈りの時代―仏さまの美術―諏訪市の文化財を中心に」（財団法人サンリツ服部美術館・二〇一〇年・五八頁）
- 25 「下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書」（宮坂春勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三二二頁、三五三頁）
- 26 『諏訪史』四（諏訪教育会・一九六六年・七三八頁）
- 27 『紀伊統風土記』三一「山主檢校次第」（『統真言宗全書』三八・三一三頁）
- 28 『紀伊統風土記』三一「山主檢校次第」（『統真言宗全書』三八・三一四頁）、『同』三六「高僧行状」（『同』三九・五〇〜一頁）
- 29 『紀伊統風土記』一八「寺家」（『統真言宗全書』三七・三〇八〜一二頁）
- 30 俵塚義光「明治以後の高野山典籍談」（『密教研究』六〇・一九三六年）
- 31 日野西真定「史料紹介・大楽院信堅撰『信堅院号帳』多聞院重儀撰『高野山本院』（『堯榮文庫研究紀要』一・一九九七年）
- 32 三浦章夫「興教大師伝記史料全集」二（興教大師八百年遠忌局出版部・一九四三年・一二二八頁）
- 33 『続宝簡集』四九（『大日本古文書』一「高野山文書』三・四六頁、五〇頁）
- 34 『紀伊統風土記』一八「寺家」（『統真言宗全書』三七・三一〜二頁）
- 35 高野山金剛頂院の末寺について、前掲註（9）の水戸彰考館本『寺院本末帳』を見ると、寛政三年（1791）書上げの「古義真言宗本末牒」

- に、大和一、甲斐十六、信濃二十七、備前五、筑前三の末寺を数えることができる。また寛政七年(1795)書上げの「新義真言宗本末帳」には、信濃に二十五の末寺(古義牒と重複)が見える。その中で朱印地を領する寺院としては、甲斐に葉王寺(朱印二十八石八斗・孫末寺二・門徒二)、光勝寺(朱印七石二斗)、信濃に上神宮寺(朱印上諏訪千石之内百石・孫末寺二・門徒八)、如法院(朱印上諏訪千石之内二十石・末寺三)、蓮池院(朱印上諏訪千石之内十五石・門徒一)、下神宮寺(朱印下諏訪五百石之内六三石五斗・孫末寺一・門徒四)、観照寺(朱印下諏訪五百石之内四十石・門徒一)、三精寺(朱印下諏訪五百石之内十石)が記録される。信濃の六ヶ寺はいずれも諏訪神社の別当寺で、特に上神宮寺は、朱印地・孫末寺・門徒の数からいっても、最も規模が大きかったと確認される。
- 36 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』(宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三三二―三三三頁)
- 37 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』(宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三五三頁)
- 38 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』(宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三三二頁)
- 39 『諏訪の名刹』一「清龍山長円寺」(南信日日新聞社・一九七九年・一七五頁)
- 40 『諏訪史』四(諏訪教育会・一九六六年・一七九―八〇頁)に、鮎沢政彦氏の手記として記載される。なおこの鉄塔は、昭和四十六年(1971)、諏訪市有形文化財に指定された。
- 41 『諏訪家譜』一(『復刻諏訪史料叢書』五・五三頁)
- 42 『諏訪史』四(諏訪教育会・一九六六年・一七二―一七三頁)に、この社領寄進状の影印が掲載される。なお、上宮千石・下宮五百石の社領のうち、寺院に割り当てられた朱印地は、前掲註(35)に記載した寛政七年(1795)の『本末帳』が参考となる。法華寺については、本書に朱印地の記載がなく不明である。なお鷲尾氏の『調査報告』は、江戸末期の諏訪社神宮寺の寺領について、上神宮寺(二十五石)、如法院(二十石)、蓮池院(十五石)、法華寺(二十石)、下神宮寺(三十石)と記録している(前掲註(一)四二―四五頁)。先の寛政七年(1795)『本末帳』と比べると、如法院、蓮池院は増減がないものの、上神宮寺は四分の一、下神宮

寺は半分に減少している。法華寺、三精寺、観照寺はいずれかの史料に記載がなく比較不能である。いずれにせよ、現時点では資料が不足しており、諏訪社神宮寺の所領の実状については、俄には判断できない。

- 43 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』（宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三四〇頁）
- 44 『下諏訪別当寺務神宮寺海岸孤絶山起立書』（宮坂宥勝『照光寺誌』照光寺誌刊行会・一九八五年・三三九頁）
- 45 『紀伊統風土記』三一「山主檢校次第」（『統真言宗全書』三八・三一〇頁）
- 46 『諏訪の名刹』一「長河山真徳寺」（南信日日新聞社・一九七九年・一九〇頁）
- 47 原輝美『信濃国諏訪郡湖南村南真志野区松尾山善光密寺誌料』（善光寺所蔵・一九一八年・一九二〇頁）
- 48 『諏訪の名刹』一「城向山照光寺」（南信日日新聞社・一九七九年・二二頁）
- 49 宮坂宥勝『照光寺誌』（照光寺誌刊行会・一九八五年・八八〜九頁）
- 50 『木曾路名所図会』（名著出版・一九七二年・三二六〜三〇頁）
- 51 鷲尾順敬『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』（『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四五三〜四五頁）
- 52 『諏訪史』四（諏訪教育会・一九六六年・一八八頁）
- 53 鷲尾順敬『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』（『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四五三〜四五頁）
- 54 鷲尾順敬『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』（『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四五四〜五頁）
- 55 『諏訪の名刹』一「松尾山善光寺」（南信日日新聞社・一九七九年・一四〇頁）
- 56 原輝美『信濃国諏訪郡湖南村南真志野区松尾山善光密寺誌料』（善光寺所蔵・一九一八年・二二頁）
- 57 『改訂諏訪市の文化財』（諏訪市教育委員会・一九九七年・二六〇頁）。昭和四十九年（1974）、諏訪市有形文化財に指定された。
- 58 鷲尾順敬『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』（『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四七七、四九二頁）

59 鷲尾順敬 『信濃諏訪神社神仏分離事件調査報告』（『新編明治維新神仏分離史料』五・名著出版・一九八三年・四七六〜八頁）  
60 近藤敏喬 『古代豪族系図集覽』「神人部（諏訪）」（平文社・一九九三年・三五二頁）

〈付記〉本史料および引用文献の閲覧には、萬福寺住職・熊木照衍尼、善光寺住職・加藤聖麟師より御高配を賜りました。

また渡辺匡一、高橋秀城、佐々木寛如、各先生より御助言を頂きました。記して深く御礼申し上げます。

〈キーワード〉諏訪大社、別当寺、中院流、龍光院、昉宥、宥蒼、金剛頂院、栄範、尊能



【凡例】

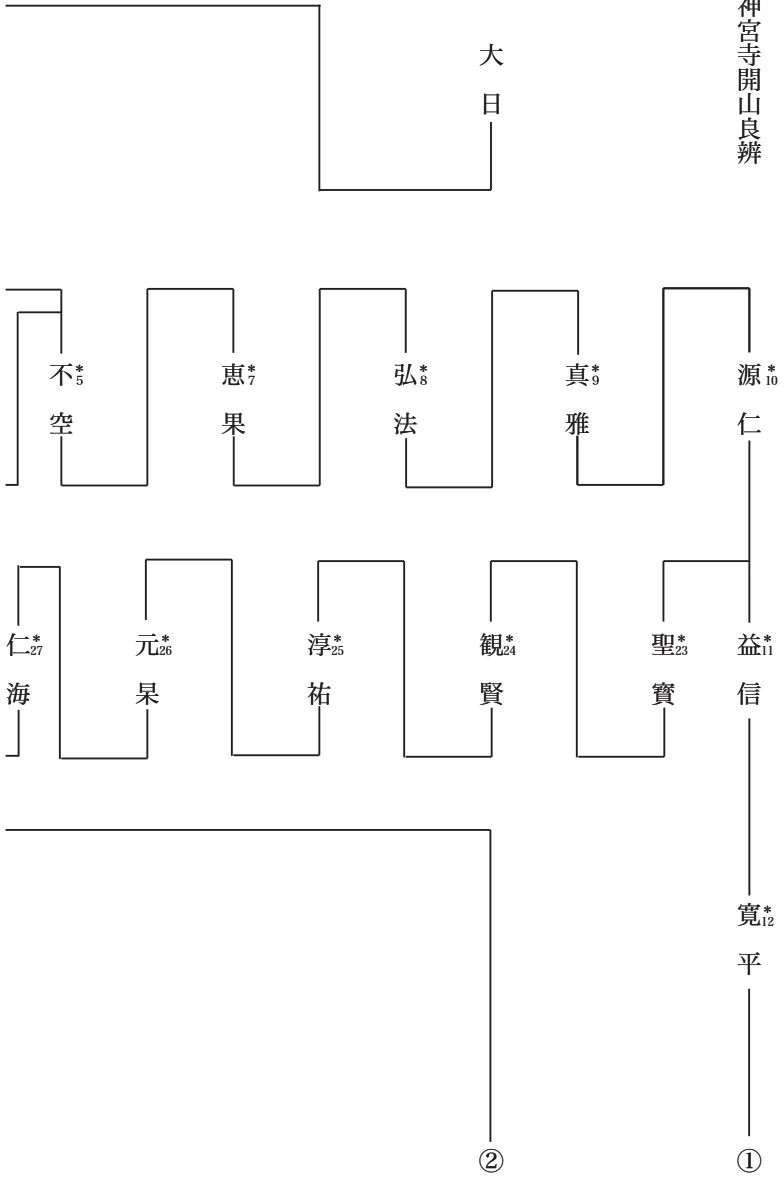
- 一、底本は、長野県諏訪市萬福寺藏『諏訪神社上宮神宮寺世代』一幅である。
  - 一、漢字は底本の通りとした。
  - 一、僧名の位置、系図の線など、できるだけ底本の体裁を再現した。
  - 一、本文料紙に紙を貼っている箇所は、ミシン罫（……）で囲った。
  - 一、本文料紙が削られている箇所は、波罫（~~~~~）で囲った。
  - 一、僧名に書き添えられた傍注は、任意に番号を付け、翻刻本文の後に一括して掲載した。
  - 一、傍注は、基本的に僧名の右上に付されるが、例外として左上にある場合は、註記の下に（左上）と示した。
- なお朱書の場合はゴシック体で表した。また擦れ等により判読不能の文字は□で表した。

【本文翻刻】

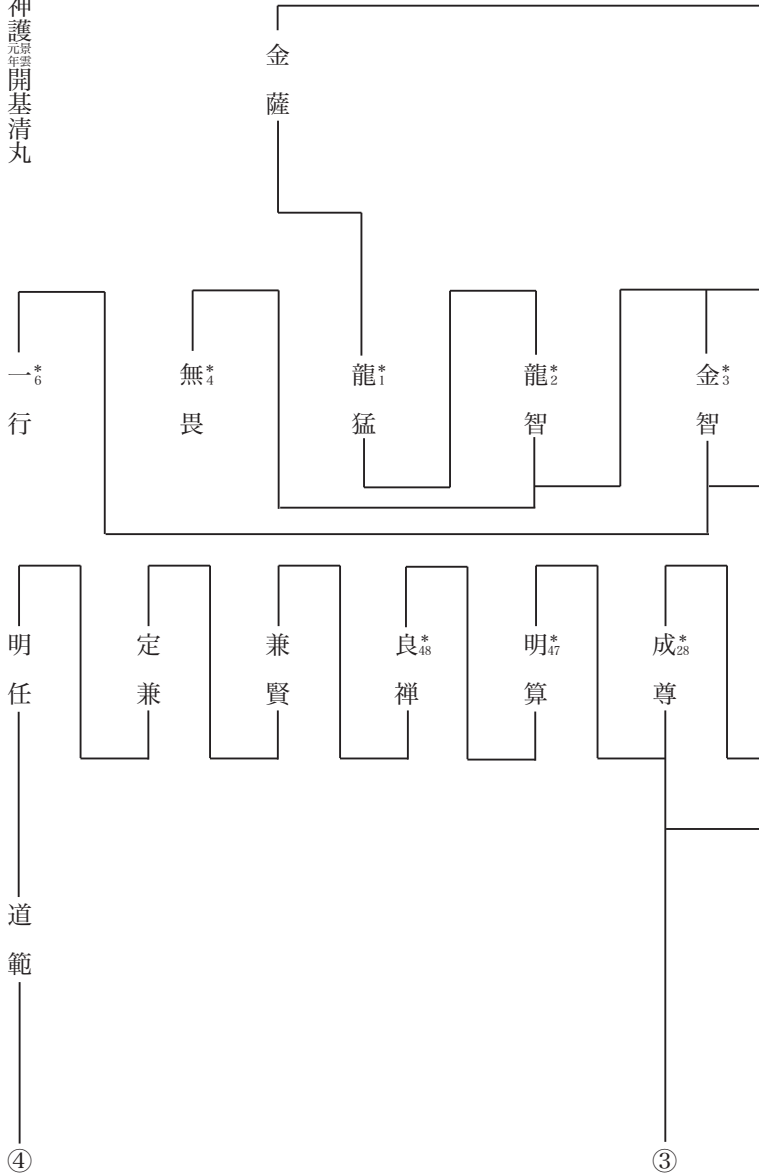
次ページより、見開き2ページを本史料の横幅に当てている。以下、2ページずつ進み、計8ページで本史料の  
下段に至る。

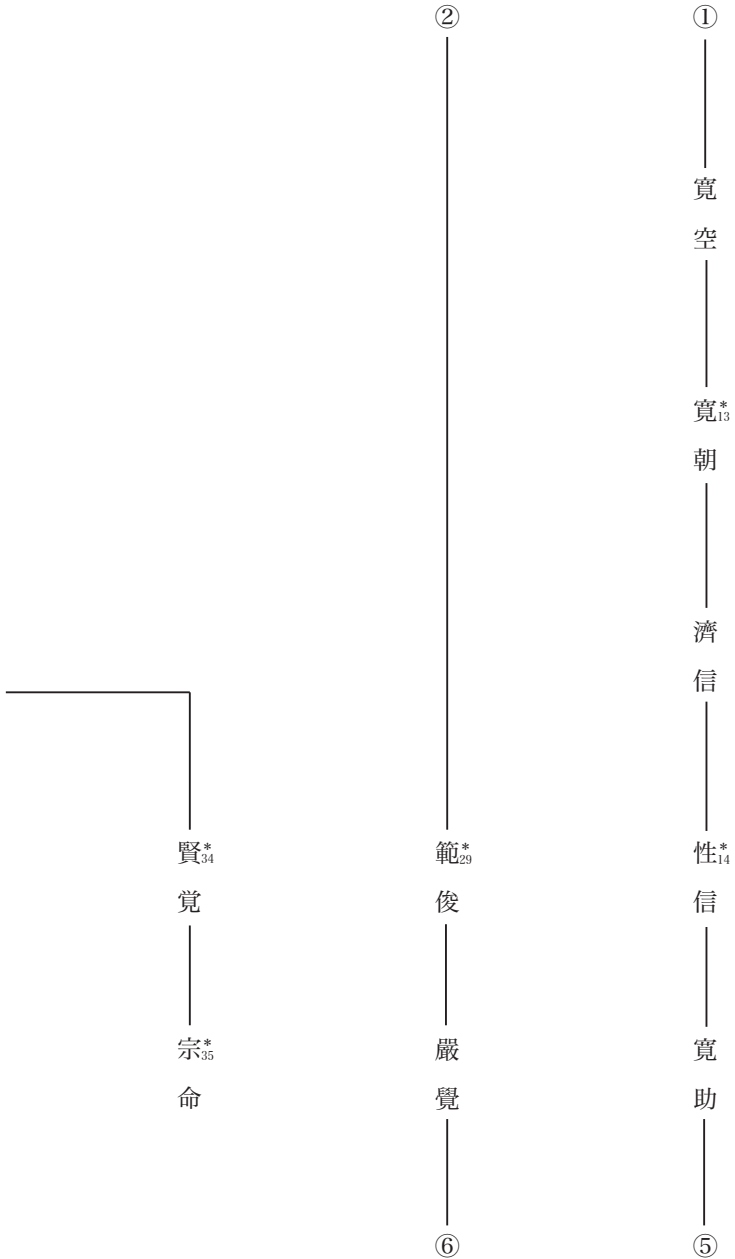
なお、系図線の横への接続は見開きの通りであり、縦への接続は①のように丸数字で示した。

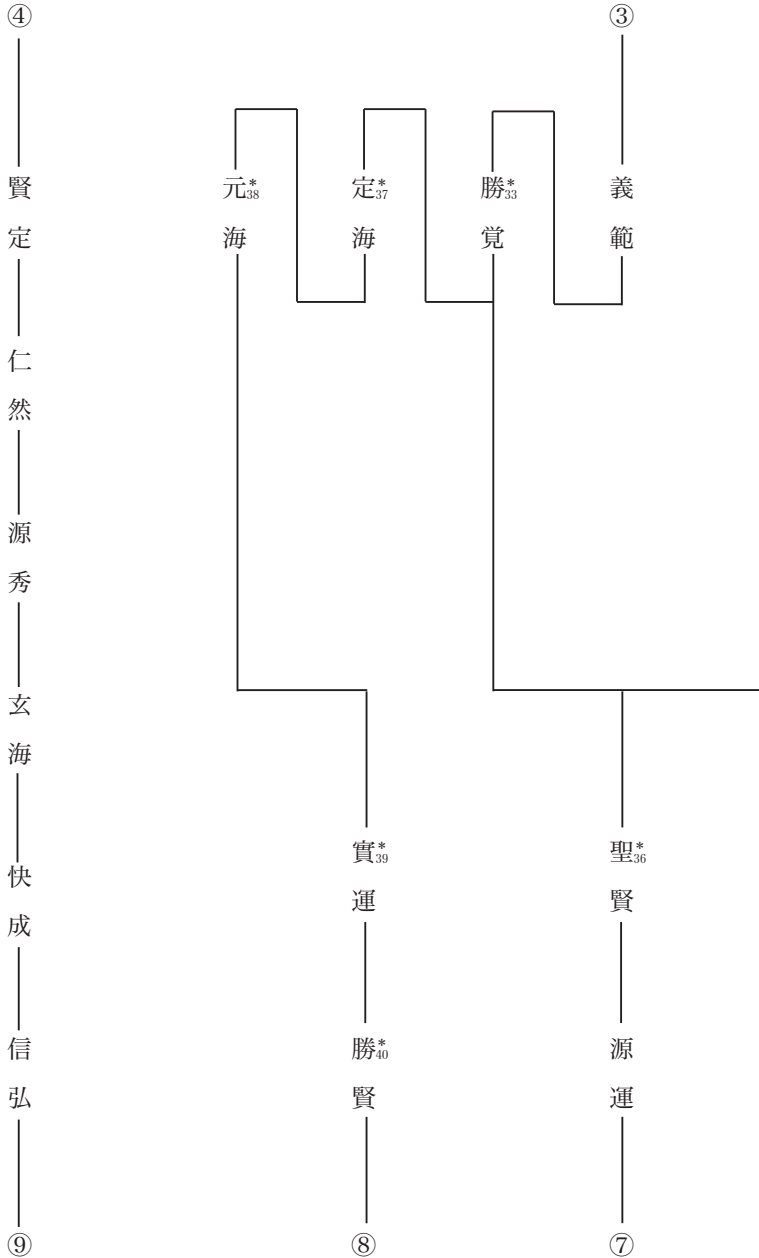
神宮寺開山良辨

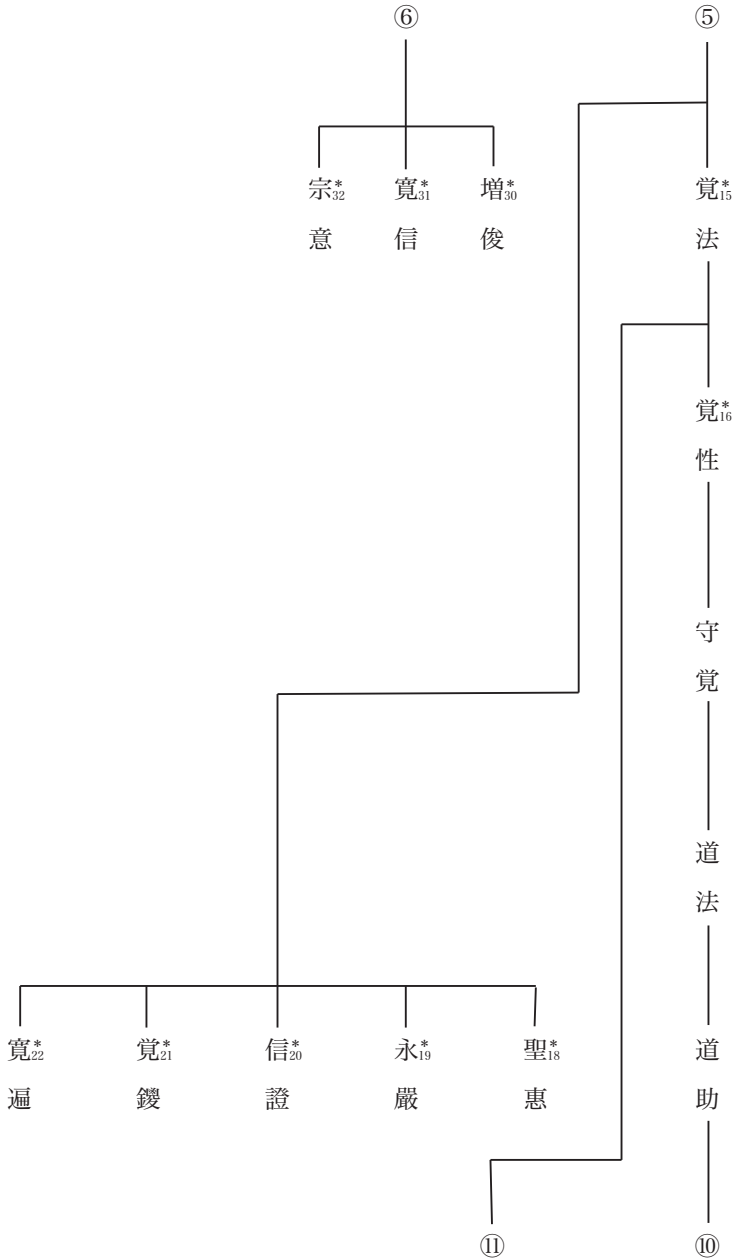


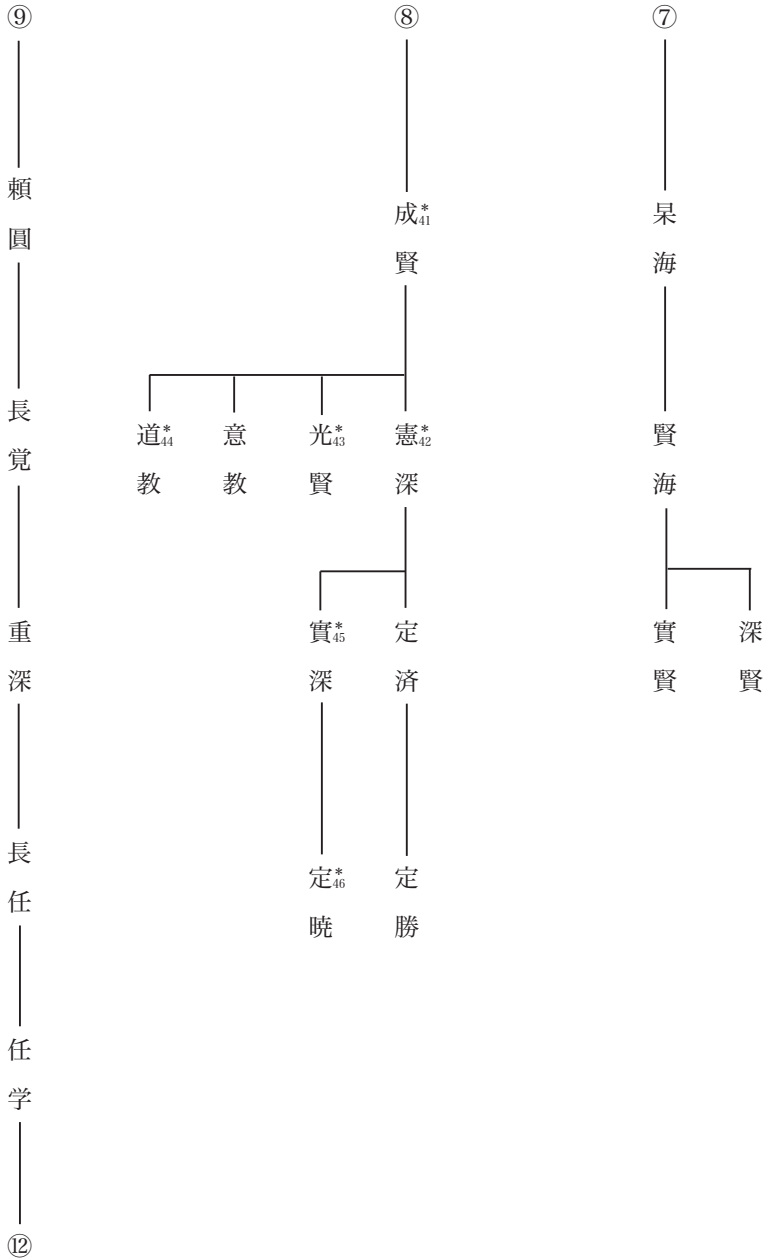
神護  
元年  
開基  
清丸

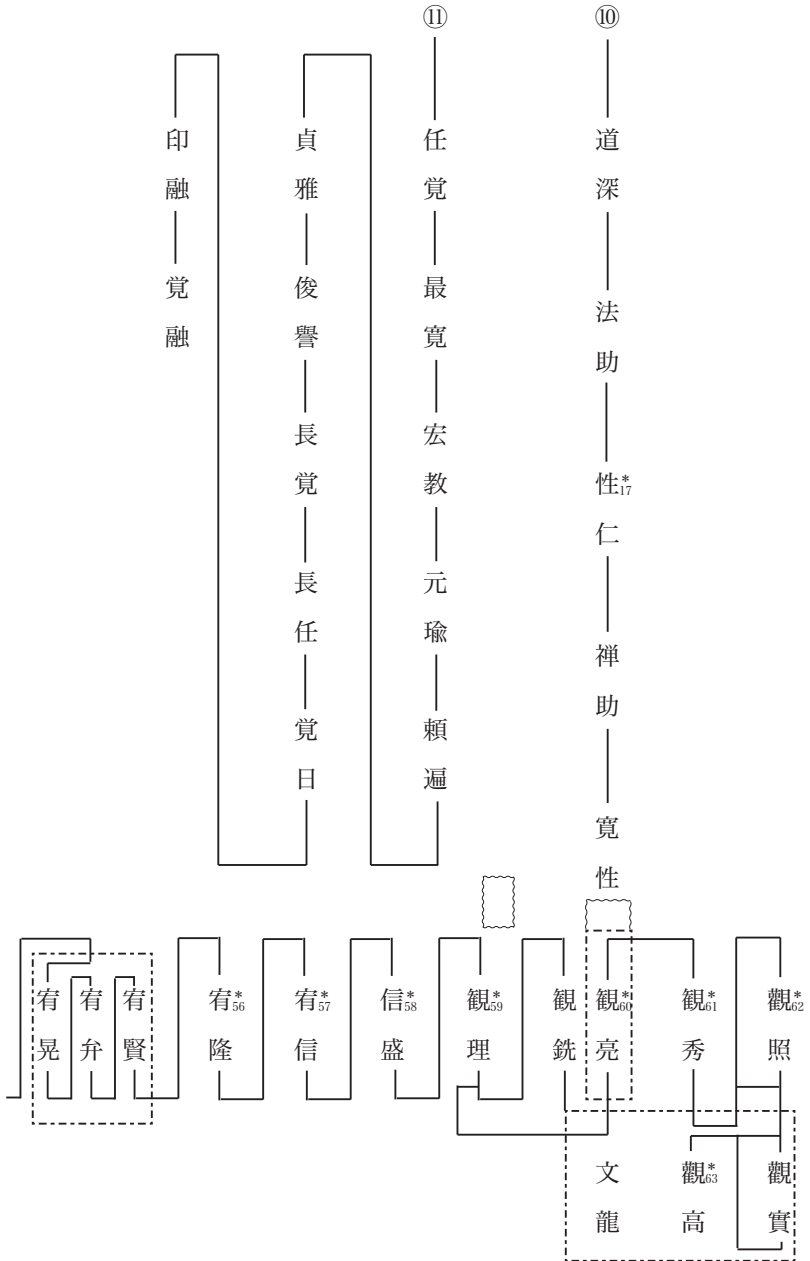






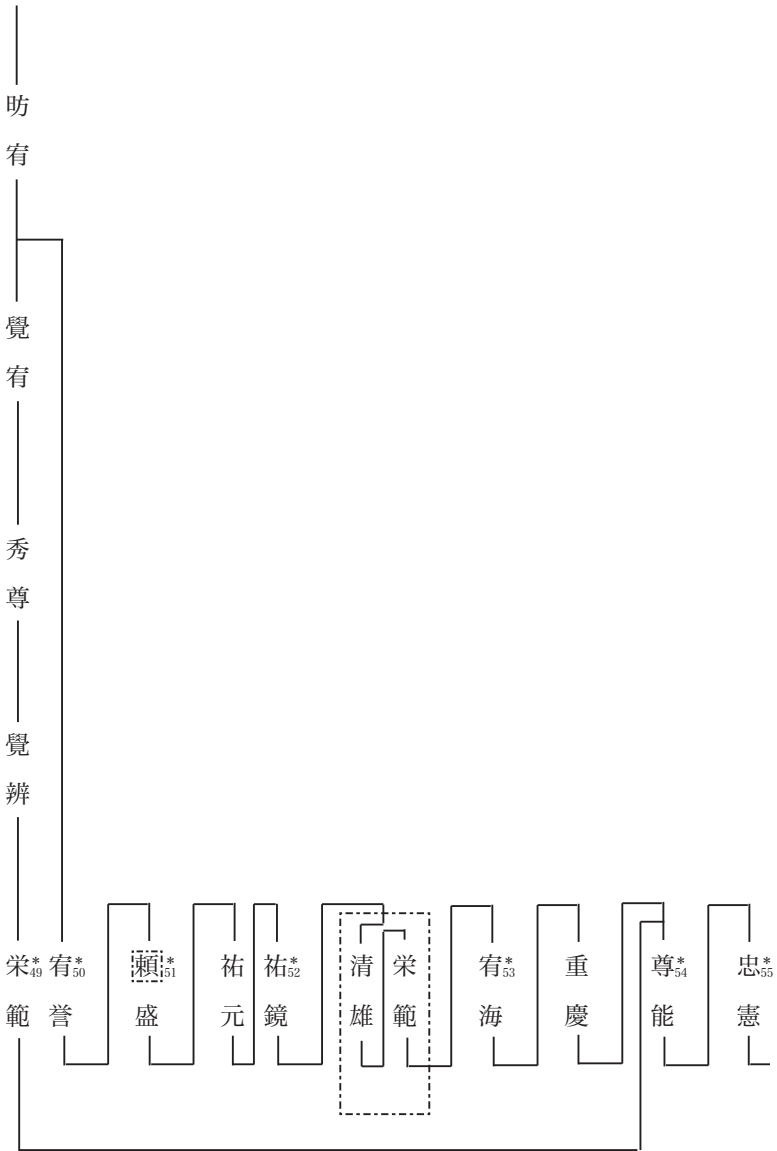








⑫



本史料の傍注一覽

- \* 1 龍猛…南天三百歳
- \* 2 龍智…南天八百歳
- \* 3 金智…南印七十三
- \* 4 無畏…中天竺
- \* 5 不空…南天竺
- \* 6 一行…大唐
- \* 7 惠果…大唐六十
- \* 8 弘法…**本朝元祖**
- \* 9 真雅…貞観寺 **法光大師**
- \* 10 源仁…南池院 **能口大師**
- \* 11 益信…仁和寺 園城寺僧正トモ **師範本覚大師**
- \* 12 寛平…法王 (左上)
- \* 13 寛朝…廣澤始聖明音曲モ始
- \* 14 性信…**仁聖親王**
- \* 15 覚法…二品親王
- \* 16 覚性…鳥羽院法務宮 **惣法務宮**
- \* 17 性仁…一品親王
- \* 18 聖惠…花蔵院流
- \* 19 永嚴…保壽院流
- \* 20 信證…西院流
- \* 21 覚鏝…傳法院流 **興教大師**
- \* 22 寛遍…忍辱山流
- \* 23 聖寶…西西元祖 **理源大師**
- \* 24 観賢…般若寺
- \* 25 淳祐…石山供奉
- \* 26 元杲…延命院
- \* 27 仁海…小野始リ
- \* 28 成尊…小野寺
- \* 29 範俊…号小野僧正 亦鳥羽僧正トモ
- \* 30 増俊…随心院流
- \* 31 寛信…勸修寺流
- \* 32 宗意…安祥寺流

- \* 33 勝覺…三寶院流
- \* 34 賢覺…理性院流
- \* 35 宗命…理性院流
- \* 36 聖賢…金剛王院流
- \* 37 定海…三寶院
- \* 38 元海…松橋元祖
- \* 39 實運…三
- \* 40 勝賢…三
- \* 41 成賢…三
- \* 42 憲深…**報恩院元祖檢校**
- \* 43 光寶…觀心院流
- \* 44 道教…地藏院流
- \* 45 實深…報恩院
- \* 46 定暁…妙法院
- \* 47 明算…中院元祖
- \* 48 良禪…高野龍光院也
- \* 49 榮範…金剛頂院
- \* 50 宥蒼…諏方法流中興
- \* 51 頼盛…諏方氏ヨリ賜頼字頼盛
- \* 52 祐鏡…法流此代退轉
- \* 53 宥海…寺建立
- \* 54 尊能…此代法流中興 神変山改
- \* 55 忠憲…此代諏方氏ヨリ賜忠字
- \* 56 宥隆…此代大師堂建立
- \* 57 宥信…此代江戸ヨリ入院
- \* 58 信盛…普賢堂石□建立
- \* 59 觀理…寺建立中興
- \* 60 觀亮…法流中興(左上)
- \* 61 觀秀…表門再建
- \* 62 觀照…中興庫裏再建
- \* 63 觀高…御一洗還俗頼高